

税源移譲によって個人市県

年度間の所得変動に伴う経過措置



**平成19年に所得が減って
所得税が課されなくなった方は申告が必要です！**

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、市県民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、すでに納付済の平成19年度分の市県民税から税源移譲により増額となった市県民税相当額を還付します。

Q1 要件は？

A1 次の①②の両方の条件を満たす方です。

	A	B	条 件
①	平成19年度市県民税の課税所得金額（課税標準額） ※申告分離課税分を除く。	平成18年分所得税と平成19年度市県民税の人的控除の差の合計額	Aの金額がBの金額を超えている
②	平成20年度市県民税の課税所得金額（課税標準額） ※申告分離課税分を除く。	平成19年分所得税と平成20年度市県民税の人的控除の差の合計額	Bの金額がAの金額を超えている または Aの金額とBの金額が同額

※平成19年中に亡くなられた方や、海外に転出されて平成20年1月1日現在において国内に居住されていない方は該当しません。

※人的控除とは、扶養控除や寡婦控除などの所得控除のことで、所得税と市県民税では控除の額に差があります。（例：一般扶養控除 所得税38万円、市県民税33万円ですので、差額は5万円になります）

Q2 手続きはどうすればいいの？

A2 平成19年1月1日以前から引き続いて西条市に居住されている方で、該当すると思われる方には申告書を6月末頃に送付しますので、平成20年7月1日から7月31日までに申告書を市庁舎本館市民税課または各総合支所税務課に提出してください。該当すると思われるのに申告書が届かない方は、市の担当課へご連絡ください。

平成19年1月2日以降に西条市に転入された方につきましては、前年所得などの状況が確認できないため、申告書を送付することはできません。申告書の提出先は平成19年1月1日現在において居住する市区町村となります。

Q3 申告書はどこでもらえるの？

A3 市庁舎本館市民税課、各総合支所税務課に用意しています。



個人市県民税の改正についてのお問い合わせ先

市庁舎本館市民税課	市民税係	TEL0897-52-1317 (直通)
東予総合支所税務課	税務第1係	TEL0898-64-2700 内線121
丹原総合支所税務課	税務係	TEL0898-68-7300 内線214
小松総合支所税務課	税務係	TEL0898-72-2111 内線114